

「ペイオフ」について

Q1 「ペイオフ」ってどういうときに支払われるの？

しんきん なんでも Q&A

A

「ペイオフ (pay-off、支払うの意)」とは、預金保険金の支払いのことを言います。金融機関の経営破綻により預金の払い戻しができなくなった等の場合に、預金保険機構が預金保険金を支払います。

Q2 預金保険金を支払う「預金保険機構」って何？

しんきん なんでも Q&A

A

お客様からお預りした預金には、“保険”が掛けられております。この保険は「預金保険制度」として、万一、取扱金融機関が破綻しても預金者は保護されます。この預金保険制度の運営を行なっている機関が「預金保険機構」です。

預金保険機構は、政府・日本銀行・民間金融機関の出資によって設立されました。また、預金保険制度への加入は、日本国内に本店のある預金保険の対象預金を取扱っている右記の金融機関はすべて、制度への加入が義務付けられています。

【銀行(日本国内に本店のあるもの)】

【信用金庫・信金中央金庫】

【信用組合・全国信用協同組合連合会】

【労働金庫・労働金庫連合会】

※上記金融機関の海外支店、政府系金融機関、外国銀行の在日支店は預金保険制度の対象外です。

Q3 預金保険の対象となる預金の種類は？

しんきん なんでも Q&A

A

預金等の分類		預金等の分類
預金保険の対象預金等	法済用預金 当座預金、 (注1) 利息のつかない普通預金	全額保護(恒久措置)
	一般預金等 利息のつく普通預金、定期預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託(ビックなどの貸付信託を含みます)等	合算して元本1,000万円までとその利息等(注2)を保護(1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われ、一部カットされることがあります。)
預金保険の対象外預金等	外資預金、元本補てんのない金銭信託(ヒット、スーパーヒットなど)、金融債(保護預り専用商品以外のもの)等	保護対象外 (破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われ、一部カットされることがあります。)

(注1) 法済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」の3要件を満たす預金です。

(注2) 定期積金の給付補てん金も利息と同様に保護されます。